

最上町農業委員会第8回総会議事録

日 時 平成30年1月25日(木)午後3時00分～
場 所 最上町役場3階大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(9名)

3番 中 鳶 聡	4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄
6番 高橋光廣	7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明
9番 渡邊紀栄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(3名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	10番 小林吉雄
----------	---------	----------

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

今田源光 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田敏幸
事務筆耕 大澤真由美	事務筆耕 伊藤美賀子

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 最上町農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の承認について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 8 回総会を開会いたします。本日は、1 番庄司委員、2 番齊藤委員、10 番小林委員の 3 名が欠席しております。ただ今、9 名の出席であります。会議規則第 6 条総会は、在任委員の過半数以上で成立となっておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、3 番委員、4 番委員両名を指名いたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法

第18条第6項の規定による通知が下記のとおりあったので、受理したものである。平成30年1月25日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(報告第1号朗読説明 1件)

農地中間管理事業を通して、契約をされていたものですが、賃借人の都合でこの先は(耕作することが)できないということでした。今後は、また新たな担い手に見当をつけて速やかに契約できるよう進めている状況です。

議長 : ただ今、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明がありました。この件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。推進委員の方も、何かご質問があれば、挙手のうえお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員 : (契約してから)2回しか作って(耕作して)いないのは、体でも悪くしたのですか。

(8番委員挙手)

8番委員 : (賃借人の)息子さんが亡くなりました。(平成29年4月)

(4番委員挙手)

4番委員 : はい、わかりました。

議長 : 事務局から、この件について何かありませんか。

事務局 : 本人の都合、または本人が亡くなられるなど今後こういう例は考えられることだと思います。賃貸元である方は、離農給付金という形で行っているので速やかにまた担い手の方からまた耕作していただくということになります。今後新たな方は、見当がついているようです。この春からの耕作は、問題なく営農していくものと我々のほうも理解しております。

議長 : 今、事務局より説明がありました。この件について他にありませんか。

(8 番委員挙手)

8 番委員 : この賃借人は、いろいろな所を集めて営農していると思いますが、これからの見通しは、(いかがでしょうか) これからも縮小していくのかどうか、それとも今回ここだけを手離すことによって、実際作っている面積は、継続できるのかどうか確認です。

事務局 : 色々な場所問題等があったようですけれども、今後は、問題ないと思います。

(8 番委員挙手)

8 番委員 : はい、わかりました。がんばって、(耕作して) ほしいです。

地区2委員 : (賃借人には) もうひとり息子さんがいますが、(労働力が) 一人減るということは大変なようです。去年は十日町(にある田) を返していますし、農業委員会を通していかどうかは不明ですが、ライスセンター付近の何枚かも返すという話を聞きました。

議長 : 詳細は不明ですが、心配される懸念があるということですね。

他にありませんか。

無いようですので、報告第1号について、賛成する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。報告第1号については原案のとおり承認されました。

続いて、議案第1号最上町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) の承認について事務局に説明を求めます。

事務局 : 議案第1号最上町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) の承認について 平成30年1月25日提出 最上町農業委員会

会長後藤一男 下記のとおり、「農業委員会等に関する法律」（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、最上町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）を提出するものである。

（議案第 1 号朗読説明）

指針策定に当たりましては、法の 7 条 2 項に推進員の意見を聞かなければならないと謳われております。1 ヶ月程度提出までの期間を設けながら、意見をいただいたところです。内容としましては、指針（案）に賛成するということが、また前回の総会ででた話ですけれども、農地売買の際における価格への介入にまで至らなくても農業委員会としてしっかりと（把握）していかなければならないのではないかという意見等がありました。（また、）再生利用困難な農地に対する非農地判断の推進ということでも、意見をいただいております。

指針（案）の内容のほうで大きく変わる内容はございません。非農地判断の推進というところも掲載されている部分でございます。農地集積の際の配慮ということでのご意見も、推進という部分での内容としましては、前回と変わるところはございませんので、（指針）案としてご提案申し上げ、ご審議いただいた上でのご判断をお願いいたします。

議長：ただ今、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）を提示していただきました。この案を承認するという形で皆さんからご理解していただければと思います。この件について、今の説明について、お気づきの点、ご質問等はございませんか。

ひと通り目を通していただいたと思います。議案第 1 号について、承認する方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員、賛成でございます。よって議案第 1 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）は原案のとおり承認されました。

【その他】

議 長 : (議案第1号に関連して) 下限面積(別段の面積) 検討委員会(仮称)の設置について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 別紙のほうでの説明となります。下限面積(別段の面積) 検討委員会(仮称)の設置についてということでご提案させていただきます。農地法第3条の許可要件の一つ、下限面積について11月の総会時に情報提供させていただいておりますが、その扱いについては「農業委員会の適正な事務実施について」【2頁以降資料】に示されています。それに沿う形で提案するものです。この適正な事務実施については、4頁四角で囲んである部分になります。②下限面積(別段の面積)の周知及び公表 農地法第3条第2項第5号の別段の面積を設定している場合は設定した別段面積及び設定理由を、設定していない場合はその理由を市町村のホームページ等により周知すること。こちらはまだ、周知していないことを報告いたします。当町の別段面積は、30aに設定されております。

また、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、当該検討結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。別段面積についても、その結果をホームページ等で公表することとなっております。毎年、料金改定の部分もやっておりますので同じようなタイミングで毎年検討して変更がある場合は、それに応じて進めていく形でいかがかと考えています。事務実施についてということで沿った形で今後進めていきたいと思っております。

10頁をご覧ください。その方法といたしまして、ご提案させていただきます。検討委員会設置の目的ですが、総会の審議を経て決定、そして変更がある場合は公示となる案件です。総会の場において一から検討・審議していただくより、検討委員会の結果を受けて審議していただくほうが決定まで円滑に進められる性格のものと考えられるため設置を提案するものでございます。検討委員会の設置の可否、可とするならば、委員は農業委員2名、推進委員2名程度の決定をお願いいたします。

以後の予定は、資料のとおりです。

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。検討委員会の設置についてご意見等はございませんか。

検討委員会の設置についてはいかがでしょうか。

(賛成多数)

賛成多数であります。ここで委員の人選を行います。議長指名でいかがでしょうか。

(賛成多数)

それでは、議長指名とさせていただきます。農業委員からは、4番委員、8番委員の2名、推進委員からは、地区2推進委員、地区1推進委員の2名、4名の方に決定したいと思います。いかがでしょうか。

(賛成多数)

賛成多数でございます。4名の方は、よろしく願いいたします。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第8回総会を閉会いたします。